

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
曾於市	出産・育児	出産祝金支給事業	★ 出産を促し、子供のすこやかな成長を願い出産祝金を支給します。 ○支給の要件(下記の要件を全て該当する場合に支給) ①市内に住所を有する母親が、第3子以上を出産した場合(同一女性が3人以上を出産し、その第3子以降に対し祝金を支給) ②出産後母親と対象子どもが市内に住所があり、市で生活を3ヶ月以上生活していること。
曾於市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 医療費(保険診療)に係る自己負担額の助成 ○子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもに係る医療費の助成を行います。 ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校卒業時までの間)。
曾於市	出産・育児	放課後児童健全育成事業	★ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かる児童クラブの運営を委託し、児童の健全育成を図ります。
曾於市	出産・育児	交流・相談の場提供	★ 子育て支援センターと連携を図り子育てに関する問題解決のための相談業務ふれあい活動を通じ、乳幼児の健全育成を図ります。
曾於市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	★ 県の実施している事業を行っています。
曾於市	出産・育児	不妊治療費助成	★ 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けている夫婦に対し、費用の一部を助成します。 【助成対象者】 ・法律上の婚姻をしている夫婦であること ・夫婦のいずれかが、曾於市に1年以前から住民登録をしていること ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること 【対象となる不妊治療】 ・特定不妊治療:対象となる夫婦が行う医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精 また、治療の一環として行われた男性の不妊治療 ・一般不妊治療:特定不妊治療を除く不妊治療のうち医療機関等で受けた医療保険が適用されない治療 【助成額】 ・特定不妊治療 女性不妊治療費:1回につき上限10万円(鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額) 男性不妊治療費:1回につき上限10万円(鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額の1/2の額) 助成回数:鹿児島県不妊治療費助成事業に準ずる ・一般不妊治療 助成期間:治療を開始した日の属する月の初日から2年間とし、1年間ずつ前期・後期とする 助成額:前期及び後期それぞれ上限5万円
曾於市	出産・育児	風しんワクチン接種費助成	出生児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性等を対象に、風しんワクチン接種に要した費用の一部を助成します。 【助成対象者】 ・妊娠を希望する女性及びその配偶者 ・妊婦と同居している者 【助成額】 ・上限5,000円
曾於市	出産・育児	保育料等の保護者負担軽減	★ 保育所及び認定こども園等で児童を保育するために、必要な費用を支出し保育の質の保持増進を図ります。また、市の独自の補助金を交付し、保護者の更なる負担軽減を図っています。